

提出用

低学年：寮監又は一般学科 寮務主事補		指導教員	
高学年：各学科寮務主事補	印又はサイン		印又はサイン

入寮誓約書

豊田工業高等専門学校長 殿

私は、令和8年度の入寮にあたり、学則及び学寮諸規則が在寮中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

令和 年 月 日

学籍番号 _____

第 学年 学科 番

氏名 _____ (署名)

私は、独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項に基づき、上記の者が貴校の学生寮に在寮中における行為について学則及び学寮諸規則を遵守するよう、指導・監督する責任を負うことを誓約します。

(保護者等)

住所 _____

学生との関係 _____

ふりがな

氏名 _____ (署名)

緊急連絡先 _____

備考 1 保護者等となる者の要件は下欄のとおり。

2 保護者等を変更する場合は本誓約書を再提出すること。

3 学生又は保護者等が住所及び氏名等を変更した場合は速やかに届け出ること。

4 提出された個人情報は、緊急連絡等における学校との連携に使用する他、次の目的のために使用します。

・在寮中における学生の指導・支援

・本校教育後援会及び本校が委託した外部業者（給食、寝具リース等）における学寮経費徴収事務

<保護者等となる者の要件>

1. 学生が未成年の場合

①親権者

②児童福祉法に規定する未成年後見人、里親又は児童福祉施設の長で学生を現に監護する者

2. 学生が成年の場合

・3親等以内の親族

3. 上記の要件に合った保護者等が選定できない場合

・独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者

(参考)

「豊田工業高等専門学校学生準則」

第4条 保護者等となる者は、独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項（令和3年2月18日理事長裁定）第2条に規定する要件を満たす者でなければならない。

「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」

第2条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

以下に学寮諸規則の内、特に遵守いただきたい事項について、記載します。

(1) 寮生の所在確認のため

- ・夜の点呼までには必ず帰寮し、点呼後の外出はしません。（寮敷地外には出ません。）
低学年寮（男女）：月曜日～木曜日は20時、金曜日～日曜日は21時（休日は日曜日と同じ）
高学年寮（男女）：曜日、休日等にかかわらず22時
- ・点呼時刻には必ず居室に在室し、点呼者から点呼を受けます。点呼者は点呼簿をもとに寮生の在寮を確認したうえ、宿直教職員へ報告します。
- ・点呼の重要性を理解し、「帰省簿」の記入、「臨時帰省届」及び「外出届」等の書類の提出を確実に行います。（帰省とは保護者のもとに帰ることです。保護者の了承を得ていない外泊はしません。）
- ・平日、休業日とも門限（22時）を厳守します。

(2) 規律ある日常生活維持のため

- ・アセンブリには、必ず出席します。遅刻及び欠席はしません。
- ・学寮の日課を守り規則正しい生活を送ります。
- ・飲酒、喫煙は絶対にしません。酒類（ノンアルコールビール等を含む）、タバコは寮内に持ち込みません。また、20歳以上であっても共同生活の場を理解し、お酒を飲んだ状態での帰寮はしません。
- ・教育寮としてふさわしくない室内遊戯（電子ゲーム、麻雀、花札等）を絶対にしません。また、これらに関する物品は持ち込みません。
- ・許可のない寮外生を寮内に入れません。

(3) 健全な寮風の確立のため

- ・学習時間帯は、人に迷惑をかけず静粛を保ち学習します。
- ・指導寮生、班長及びフロアリーダーの指示、依頼には積極的に協力します。
- ・寮生会活動（各種委員会活動を含む）には積極的に協力します。
- ・高学年寮生は低学年寮生の模範となる生活をし、互いに協力して低学年寮生の生活指導をします。

(4) 施設の保全、盗難や火災防止及び安全管理のため

- ・学寮内の設備、備品の使用に際しては、常に大切に取り扱い、保全に留意します。
- ・火気類並びに禁止物品を寮内に持ち込みません。
- ・自分の責任でロッカー等を施錠し、貴重品、現金等を管理します。
- ・居室を留守にする場合は、扉を必ず施錠します。
- ・避難訓練には必ず参加し、安全について再確認をします。

(5) 感染症拡大防止のため

- ・発熱や風邪症状、その他学寮内で感染拡大の可能性のある疾患等の症状がある場合は、速やかに宿直教職員、寮務係職員、指導寮生、班長、フロアリーダーに申し出ます。
- ・発熱や風邪症状、その他学寮内で感染拡大の可能性のある疾患等の症状がある場合は、帰省します。また、保護者等は学校からお迎えの要請を受けたときは、速やかに迎えに行きます。

(6) 無線LAN（Wi-Fi）の使用について

- ・寮内無線LAN（Wi-Fi）は寮内のルールに沿って使用します。また、青少年インターネット環境整備法に基づいた「青少年有害情報フィルタリング措置」に同意します。
- ・別途、ポケットWi-Fi等の機器を持ち込む場合は、保護者の責任のもと寮内のルールに沿って使用します。

学生控用

低学年：寮監又は一般学科 寮務主事補		指導教員	
高学年：各学科寮務主事補	印又はサイン		印又はサイン

入寮誓約書

豊田工業高等専門学校長 殿

私は、令和8年度の入寮にあたり、学則及び学寮諸規則が在寮中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

令和 年 月 日

学籍番号 _____

第 学年 学科 番

氏名 _____ (署名)

私は、独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項に基づき、上記の者が貴校の学生寮に在寮中における行為について学則及び学寮諸規則を遵守するよう、指導・監督する責任を負うことを誓約します。

(保護者等)

住所 _____

学生との関係 _____

ふりがな

氏名 _____ (署名)

緊急連絡先 _____

備考 1 保護者等となる者の要件は下欄のとおり。

2 保護者等を変更する場合は本誓約書を再提出すること。

3 学生又は保護者等が住所及び氏名等を変更した場合は速やかに届け出ること。

4 提出された個人情報は、緊急連絡等における学校との連携に使用する他、次の目的のために使用します。

・在寮中における学生の指導・支援

・本校教育後援会及び本校が委託した外部業者（給食、寝具リース等）における学寮経費徴収事務

<保護者等となる者の要件>

1. 学生が未成年の場合

①親権者

②児童福祉法に規定する未成年後見人、里親又は児童福祉施設の長で学生を現に監護する者

2. 学生が成年の場合

・3親等以内の親族

3. 上記の要件に合った保護者等が選定できない場合

・独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者

(参考)

「豊田工業高等専門学校学生準則」

第4条 保護者等となる者は、独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項（令和3年2月18日理事長裁定）第2条に規定する要件を満たす者でなければならない。

「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」

第2条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

以下に学寮諸規則の内、特に遵守いただきたい事項について、記載します。

(1) 寮生の所在確認のため

- ・夜の点呼までには必ず帰寮し、点呼後の外出はしません。（寮敷地外には出ません。）
低学年寮（男女）：月曜日～木曜日は20時、金曜日～日曜日は21時（休日は日曜日と同じ）
高学年寮（男女）：曜日、休日等にかかわらず22時
- ・点呼時刻には必ず居室に在室し、点呼者から点呼を受けます。点呼者は点呼簿をもとに寮生の在寮を確認したうえ、宿直教職員へ報告します。
- ・点呼の重要性を理解し、「帰省簿」の記入、「臨時帰省届」及び「外出届」等の書類の提出を確実に行います。（帰省とは保護者のもとに帰ることです。保護者の了承を得ていない外泊はしません。）
- ・平日、休業日とも門限（22時）を厳守します。

(2) 規律ある日常生活維持のため

- ・アセンブリには、必ず出席します。遅刻及び欠席はしません。
- ・学寮の日課を守り規則正しい生活を送ります。
- ・飲酒、喫煙は絶対にしません。酒類（ノンアルコールビール等を含む）、タバコは寮内に持ち込みません。また、20歳以上であっても共同生活の場を理解し、お酒を飲んだ状態での帰寮はしません。
- ・教育寮としてふさわしくない室内遊戯（電子ゲーム、麻雀、花札等）を絶対にしません。また、これらに関する物品は持ち込みません。
- ・許可のない寮外生を寮内に入れません。

(3) 健全な寮風の確立のため

- ・学習時間帯は、人に迷惑をかけず静粛を保ち学習します。
- ・指導寮生、班長及びフロアリーダーの指示、依頼には積極的に協力します。
- ・寮生会活動（各種委員会活動を含む）には積極的に協力します。
- ・高学年寮生は低学年寮生の模範となる生活をし、互いに協力して低学年寮生の生活指導をします。

(4) 施設の保全、盗難や火災防止及び安全管理のため

- ・学寮内の設備、備品の使用に際しては、常に大切に取り扱い、保全に留意します。
- ・火気類並びに禁止物品を寮内に持ち込みません。
- ・自分の責任でロッカー等を施錠し、貴重品、現金等を管理します。
- ・居室を留守にする場合は、扉を必ず施錠します。
- ・避難訓練には必ず参加し、安全について再確認をします。

(5) 感染症拡大防止のため

- ・発熱や風邪症状、その他学寮内で感染拡大の可能性のある疾患等の症状がある場合は、速やかに宿直教職員、寮務係職員、指導寮生、班長、フロアリーダーに申し出ます。
- ・発熱や風邪症状、その他学寮内で感染拡大の可能性のある疾患等の症状がある場合は、帰省します。また、保護者等は学校からお迎えの要請を受けたときは、速やかに迎えに行きます。

(6) 無線LAN（Wi-Fi）の使用について

- ・寮内無線LAN（Wi-Fi）は寮内のルールに沿って使用します。また、青少年インターネット環境整備法に基づいた「青少年有害情報フィルタリング措置」に同意します。
- ・別途、ポケットWi-Fi等の機器を持ち込む場合は、保護者の責任のもと寮内のルールに沿って使用します。